

# 宗教的理由等による輸血拒否に関する当院の方針 について

当院では、宗教上の信念やその他の理由・信念で患者さんご本人が輸血を拒否する場合、患者さんご本人の意思を尊重し、可能な限り無輸血での治療を試みることを原則といたしますが、輸血なしで生命の維持が困難となった場合には輸血を行う「相対的無輸血」の方針をとります。

- 当院では、輸血拒否に対して輸血以外の救命手段がない事態に至った場合には輸血を行うことを基本方針といたします。
- 相対的無輸血についての当院の方針を十分説明し、患者さんご本人の自己決定を尊重します。しかし同意が得られず「絶対的無輸血※」を希望される場合には、当院での治療は困難と判断し、対応可能な他の医療機関への転院を勧告いたします。
- 相対的無輸血についての説明を受けたうえで、当院での治療を選択された場合、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合には、救命を優先し、輸血同意書を取得できなくても輸血を行います。
- 絶対的無輸血を誓約する免責証明書等には署名・捺印はいたしません。

※たとえいかなる生命の危機に陥るとしても輸血をしない立場や考え方のことを指します。

令和7年 6月 4日  
公立長生病院 病院長